

社会福祉法人の非課税相当額を地域福祉のために活用する「地域福祉支援積立金」の取り組み

☞ 取り組み内容のポイント ☞ 社会福祉法人の使命と考えている「地域福祉への貢献」の取り組みのひとつとして、社会福祉法人の非課税分に相当する額を地域に還元するために活用する取り組み。

千葉県

社会福祉法人

生活クラブ風の村

〒285-0837 千葉県佐倉市王子台1-28-8ちばぎん臼井ビル4階
TEL: 043-309-5811 FAX: 043-460-8844

法人創立年

平成10(1998)年

法人実施事業

① 経営施設数合計: 27施設

② 経営施設・事業

【種別毎の数】: 訪問介護…12、デイサービス…7、ショートステイ…3、小規模多機能型居宅介護…2、サービス付き高齢者向け住宅…2(登録予定含む)、有料老人ホーム…2(登録予定含む)、特別養護老人ホーム…1、ケアプランセンター…11、訪問看護…3、診療所…1、鍼灸マッサージ…1、地域包括支援センター…2、地域活動支援センター…1、柏市地域生活支援センター…1、学童保育…2、保育園…2、障害児通所支援…1、生活介護・就労継続支援B型…1

法人の理念・経営方針

- 1 私たちは、一人ひとりの個性と尊厳を尊重し、基本を大切にしたい質の高い支援を目指します。
- 2 私たちは、地域のみなさんと共に、誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができるようなコミュニティづくりに貢献します。

3 私たちは、情報公開、説明責任を大切にするとともに、希望と働きがいもてる職場を、自らが参加してつくります。

取り組みの定款・事業計画上の位置づけ

- ① 定款への記載: 記載していない
- ② 事業報告・計画への記載: 記載している

取り組みを実施している施設の概要

法人内全事業所

活動内容

- ◇ 活動開始年: 平成22(2010)年4月
- ◇ 活動の対象者: 地域福祉、地域づくりのために、自法人が直接行なう活動のほか、NPOなど他団体の行なう活動
- ◇ 活動の頻度・時間: 毎年度単位

活動実施の背景、実施にいたった理由

平成12(2000)年に社会福祉法が改正され、介護保険制度が施行された。のちの障害者自立支援法の施行と相まって、多くの分野の福祉事業に社会福祉法人以外が参入するようになった時代において、社会福祉法人の役割が問い直されている。

多様な法人が事業を行う分野で社会福祉法人が原則非課税であることや、課税されずに法人に残ったお金を内部留保することに違和感をもち、地域社会に貢献していくことこそ社会福祉法人の使命であると考え、地域福祉、地域づくりのためにのみ使用する積立金を設置した。

実施内容

前年度の収支差額から、本来(企業、NPO等であれば)課税されるべき金額を「地域福祉支援積立金」として別建てにし、地域福祉、地域づく

りのために活用していく。

積立金運用規程の整備、運用審査会の設置を行い、運用審査会での審査、理事会での承認を経て、地域福祉、地域づくりのために行なわれる活動への助成を行っている。

法人内の活動における地域福祉の促進のための活動経費のほか、他団体における地域福祉のための活動に対して助成を行っている。他団体への助成については、年1回の公募を行い、助成団体を募っている。

また、東日本大震災の被災地への介護職員等のボランティア派遣、車両の貸与、物資移送等の資金としても活用している。

◎活動効果 (利用者や職員、地域などの反応、影響)

法人内の活動については、

- ①生活クラブ版地域福祉活動計画策定・実行委員会の活動経費 (地域のさまざまな問題について、関連団体とともに自分たちに何ができるかを考え、県・市町村・市町村社協の地域福祉計画と連動した、独自の計画を作成し取り組む活動)
- ②ユニバーサル就労に係る経費 (はたらきたいにはたらきづらさを抱えている人たちを職場に迎え入れ、ともにはたらき、誰もがはたらきやすくはたらきがいのある職場環境を目指す取り組み) (P.6 参照)
- ③地域活動支援センター等の事業費補填 (定められている報酬だけでは運営が難しい事業だが、地域に必要とされる事業であるため、運営を継続するために活用) 等に活用している。

他団体への助成については、「生活再生支援センター」が設置した多重債務者向けの緊急基金「アリエッティ基金」への助成のほか、2011年より行なった公募事業では、1団体上限30万円の助成を5団体へ行なっている。また、インフォーマルサービスの創出を目指し、地域の団体と検討する中で

立ち上がった4つの新たなインフォーマルサービスへの助成も行なった (P.14 参照)。

◎今後の展開

今後も事業の安定をはかり、継続した積立、運用ができるよう取り組んでいきたい。また、この取り組みは社会福祉法人の非課税分の使途として有効だと考えており、他の社会福祉法人へもこの取り組みを薦めていきたいと考えている。

◎主な経費や財源及び人員等

主な経費 (支出)	経費概算額	※年間あたり	
		主な財源 (収入)	財源概算額
地域福祉支援積立金助成事業	1,500,000 円	前年度経常収支差額 (地域福祉支援積立金) から	18,876,000 円
インフォーマルサービス創設事業助成	1,750,000 円		
事業費補填	7,800,000 円		
東日本大震災支援関係費	5,089,000 円		
ユニバーサル就労経費	2,559,000 円		
生活クラブ版地域福祉活動計画策定・実行費	178,000 円		
<合計>	18,876,000 円	<合計>	18,876,000 円

- ・取り組みに係わった職員数 [100] 名
 - ・取り組みを実施している施設の事業規模 (平成23 (2011)年度決算の事業活動収入) [2,886,363] 千円
- ※法人全体の事業規模 (同上) [2,886,363] 千円

ちいきふくしえん つみたてをきんを つくったのですか?

目的? + 財源? + 活用例?

生活クラブ風の村が社会福祉法人の使命と考える『地域福祉への貢献』を実現していることです。

非課税の社会福祉法人として一般企業では確保される金額を自由に活用するため、収支差額の一部を活用しています。

1. 自法人の地域に役立つ事業
2. 地域の団体等に向けた助成
その他、社会貢献活動等の資金の一部として活用しています。

実例は下記をご覧ください

こんなふうに活用されています

1. 自法人が行う地域に役立つ事業に

①生活クラブ版 地域福祉活動計画
地域のさまざまな問題について、生活クラブ千葉グループ①の団体と共に、自分たちに何が出来るかを考え、計画を立て取り組んでいます。
※生活クラブ版計画 (生活クラブ千葉グループ) の計画に基づいた活動により実施されています。互いに協力し、取り組む活動づくりを促しています。
→たとえば、こんな活動を実施、計画しています～

②ユニバーサル就労 (以下UW)
●ユニバーサル就労 (以下UW) は、さまざまな理由ではたらきづらい状態にある人たちが必要な支援を得てはたらきやすい環境をつくる活動です。
●UWでは、活動時間や時給未定、障害者手帳を持っていないなど、障がい者の法定雇用率の算定対象とならない、はたらきづらさを抱える方々にはたらきやすいことを目指しています。
●1人1人の個性は強みその人の役割や職場への何らかい影響があるという視点を大切に「コミュニティ (一緒に働く人)」と呼んでいます。コミュニティの構築 (個々の活動等) は積立金を活用し、UWに貢献した金額の全額が利益と転換して使われます。

③風の村さくら冒険基地 (プレイパーク)
自法人でも成長を遂げる遊び場として、風の村さくらの裏山を地域に開放、地域の方や生活クラブ千葉グループメンバーが遊んでいます。

2. 地域の団体等に向けた助成

①生活再生支援センターアリエッティ基金 への助成
多重債務者の相談窓口として、相談に乗られた経済者にお礼の心へ、緊急時に少額の資金を貸付けるための基金「アリエッティ基金」に活用されています。

②公募団体への助成
次のような地域福祉を推進するための活動に助成します。
地域の誰もが参加出来る活動づくり → NPO法人カーネーションアライズ
高齢者が住みやすい環境づくり → NPO法人高齢者福祉センター
地域内での職業訓練センター → NPO法人コミュニティワークス
若年層が主体的に活動する場 → NPO法人若年者交流の会
アレルギー関連の支援 (体験型) 研修 → NPO法人一般

③インフォーマル・サービスの創設
住みながら地域で暮らし続けられることばし公的なサービスでは抱ききれないニーズに着目し新たにサービスを提供する団体への助成です。
地域福祉支援センター → NPO法人カーネーションアライズ
障がい者就業支援センター → NPO法人コミュニティワークス
障がい者就業支援センター → NPO法人カーネーションアライズ
障がい者就業支援センター → NPO法人カーネーションアライズ
障がい者就業支援センター → NPO法人カーネーションアライズ

3. その他: 東日本大震災被災者の支援
自法人が関係団体と連携し行ってきた小規模集積のボランティア派遣、車両、物資運送など、被災された方々の支援の資金として用いられています。

2011年10月発行 地域福祉支援積立金リーフレット (表)

ちいきふくしえん つみたてをきんを つくったのですか?

法人 事業概要

法人本部 (ホームヘルプ)	1,2
ケアセンター	1,1
デイサービス	7
ショートステイ (短期入所生活介護)	3
小規模多機能型居宅介護	1
サービス付き高齢者向け住宅	1
有料老人ホーム (自立型/介護型)	1
特別養老ホーム	1
訪問看護 訪問介護	3
在宅介護支援センター	1
地域福祉支援センター	1
地域活動支援センター	1
障がい者・若年者就業支援事業	5
保育事業	2

法人の理念

1. 私たちは、一人ひとりの個性と尊厳を尊重し、基本を大切にしながら高い支援を提供します。

2. 私たちは、地域のみなさんと共に、誰もがあつたままにその人らしく地域で暮らすことができるようなコミュニティづくりを推進します。

3. 私たちは、情報公開、説明責任を大切にするとともに、希望と働きがいのつむぎを、自らが生みだしてまいります。

生活クラブ風の村 (社会福祉法人ちいきふくしえん)

〒285-0011 千葉県佐倉市山崎 529-1
TEL 043-309-5812 FAX 043-481-2177
HP: <http://www.kazemaru.jp/>

生活クラブ風の村からの提案です

2011年10月発行 地域福祉支援積立金リーフレット (裏)